

写

教 小 第 2 4 3 号
令 和 4 年 8 月 5 日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部参事兼小中学校人事課長

個人番号カードの申請及び受取手続に係るサービスの取扱いについて（通知）

標記の件につきまして、埼玉県教育委員会教育長より別添写し（令和4年8月5日付け
教県第395号）のとおり、県立学校長宛て通知しました。

つきましては、貴管内県費負担教職員につきましても、県立学校教職員と同様の取扱い
となりますよう御配慮をお願いいたします。

担当：人事・学事・働き方改革担当 浅野
電話：048-830-6937



教 県 第 3 9 5 号
令 和 4 年 8 月 5 日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

個人番号カードの申請及び受取手続に係る服務の取扱いについて（通知）

標題の件について、学校職員の健康管理の推進のため、市町村役場等での個人番号カードの申請・受取手続を地方公務員法（昭和25年12月13日法律第261号）第42条に規定される「厚生に関する計画の実施」に位置づけました。

そのため、同手続に要する時間は別紙要綱のとおり「職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年6月26日条例第38号）」第2条第2号（厚生に関する計画の実施に参加する場合）の規定に基づく職務専念義務免除として取り扱うこととなりました。

については、所属職員に周知するとともに、適切な運用となるよう御配慮ください。

担当 県立学校人事課 学事・働き方改革担当
電話 048-830-6735

個人番号カードの申請及び受取手続を行う学校職員の服務に関する要綱

令和4年7月25日

県立学校部長決裁

1 趣旨

学校職員（以下「職員」という。）が、保険証として利用可能であり、専用のサイトから健診情報や薬剤情報等の確認が可能である個人番号カード（※）を取得することは同職員の健康管理に資するものと認められる。そのため、地方公務員法（昭和25年6月26日法律第261号）第42条に規定される「厚生に関する計画の実施」として位置づけられる。

ついては、同手続に要する時間は「職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年6月26日条例第38号）」第2条第2号（厚生に関する計画の実施に参加する場合）の規定に基づく職務専念義務免除（以下「職専免」という。）として取り扱うこととする。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第2条第7項に規定する「個人番号カード」を指す。

2 対象事項

職員が、自身の個人番号カードの申請及び受取手続（手続のための移動時間を含む）を行う場合を対象とする。なお、申請手続については勤務する職場を離れ市町村役場等の窓口にて申請手続を行う場合に限り、郵送又はオンラインによる申請手続は対象外とする。

また、有効期限の到来による更新手続は対象とし、紛失等による再発行手続については、原則として対象外とする。

3 免除する単位

1時間単位とし、その都度必要と認められる時間とする。

4 手続

職員（校長を含む）については、総務事務システムにより申請し、承認を得る。（総務事務システムの「休暇・職免等」の申請画面で「休暇の種類」を「職免」、「休暇の区分」を「個人番号カードの申請及び受取手続」とする。）

ただし、これにより難しい場合、職務専念義務免除願を校長に提出し、承認を得る。

なお、総務事務システムの申請画面への反映は、令和4年8月8日以降となる。

5 実施時期

令和4年7月25日から適用する。